

議第百九号

令和七年度岐阜県流域下水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和七年度岐阜県流域下水道事業の未処分利益剰余金二二四、八九七、九九九円を資本金に組み入れるものとする。

令和八年九月十七日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

